

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と利用サービスに応じて異なります。）

要介護度		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護保険対象	1. サービス利用料金	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
	2. 精神科医師療養指導加算	50円				
	3. 栄養マネジメント強化加算	110円				
	4. ※1 看護体制加算Ⅰ（Ⅱ）	Ⅰ 40円（Ⅱ 80円）				
	5. 夜勤職員配置加算Ⅲ	160円				
	6. サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ） ※2 日常生活継続支援加算	180円 360円				
	7. 介護職員処遇改善加算 (1+2+3+4+5+6) × 8.3%	527円 542円	583円 598円	642円 657円	699円 714円	754円 769円
	8. 介護職員等特定処遇改善加算 (1+2+3+4+5+6) × 2.7%	171円 176円	190円 195円	209円 214円	227円 232円	245円 250円
	9. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1+2+3+4+5+6) × 1.6%	102円 104円	112円 115円	124円 127円	135円 138円	145円 148円
	10. 介護保険対象額 計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9)	7,150円 7,352円	7,915円 8,118円	8,715円 8,918円	9,481円 9,684円	10,234円 10,437円
11. サービス利用に係る自己負担額	1割負担	715円 735円	792円 812円	872円 892円	948円 968円	1,023円 1,044円
	2割負担	1,430円 1,470円	1,583円 1,624円	1,743円 1,784円	1,896円 1,937円	2,047円 2,087円
	3割負担	2,145円 2,206円	2,375円 2,435円	2,615円 2,675円	2,844円 2,905円	3,070円 3,131円
介護保険対象外	12. 居住費（光熱水費）	385円				
	13. 居住費（室料）	470円				
	14. 食事に係る自己負担額	1,600円				
15. 自己負担額合計 (11+12+13+14)	1割負担	3,170円 3,190円	3,247円 3,267円	3,327円 3,347円	3,403円 3,423円	3,478円 3,499円
	2割負担	3,885円 3,925円	4,038円 4,079円	4,198円 4,239円	4,351円 4,392円	4,502円 4,542円
	3割負担	4,600円 4,661円	4,830円 4,890円	5,070円 5,130円	5,299円 5,360円	5,525円 5,586円

※1 看護職員の配置状況により、看護体制加算Ⅰに加え看護体制加算Ⅱとして1日80円（保険給付の場合、1割負担額は8円、2割負担額は16円、3割負担は24円）が加算されます。（上記料金表には含まれていません）

※2 サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算は事業所の体制により一方を算定します。（日常生活継続支援加算の場合は網掛けの料金です）

※3 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図ることに對し、科学的介護推進体制加算Ⅰ、400円（保険給付の場合、1割負担額は40円、2割負担額は80円、3割負担額は120円）、Ⅱ、500円（保険給付の場合、1割負担額は50円、2割負担額は100円、3割負担額は150円）のいずれかが月1回加算されます。

上記の他、下記に該当する場合は、以下の項目が加算されます。

☆褥瘡を予防するために、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて定期的に評価し、計画的に管理することに対し、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、30円（保険給付の場合、1割負担額は3円、2割負担額は6円、3割負担額は9円）、Ⅱ、130円（保険給付の場合、1割負担額は13円、2割負担額は26円、3割負担額は39円）いずれかが月1回加算されます。

☆新規に入所された場合、又は30日を超える入院から退院された場合は、初期加算として1回300円（保険給付の場合、1割負担額は30円、2割負担額は60円、3割負担額は90円）が加算されます。

☆排泄に介護を要するご利用者に対し、要介護状態の軽減の見込みについて、多職種が協働して支援計画を作成し、支援を実施した場合、排泄支援加算Ⅰ、100円（保険給付の場合、1割負担額は10円、2割負担額は20円、3割負担額は30円）、Ⅱ、150円（保険給付の場合、1割負担額は15円、2割負担額は30円、3割負担額は45円）、Ⅲ、200円（保険給付の場合、1割負担額は20円、2割負担額は40円、3割負担額は60円）いずれかが月1回加算されます。

☆ご利用者の自立支援、重度化防止のためADLの維持、改善の度合いが一定の水準を超えている場合、ADL維持等加算Ⅰ、300円（保険給付の場合、1割負担額は30円、2割負担額は60円、3割負担額は90円）、Ⅱ、600円（保険給付の場合、1割負担額は60円、2割負担額は120円、3割負担額は180円）が月1回加算されます。

☆事故の発生、再発を防止するために組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、安全対策体制加算200円（保険給付の場合、1割負担額は20円、2割負担額は40円、3割負担額は60円）が入所時に1回に限り加算されます。

☆療養食を提供する場合は、1食60円（保険給付の場合、1割負担額は6円、2割負担額は12円、3割負担額は18円）が加算されます。

☆経管により食事を摂取されている方が、経口摂取に移行するために栄養管理が必要とされ実施した場合は、1日280円（保険給付の場合、1割負担額は28円、2割負担額は56円、3割負担額は84円）が加算されます。

☆経口により食事を摂取される方で摂食機能に障害を有し、誤嚥が認められる方に対し医師の指示に基づき、他職種共同で経口維持計画を作成し、栄養士により特別な管理を行った場合は、その摂食機能の状況により1月1,000円及び4,000円（保険給付の場合、1割負担額は100円及び400円、2割負担額は200円及び800円、3割負担額は300円及び1,200円）が加算されます。

☆医師が終末期にあると判断したご利用者について医師・看護職員・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前45日を限度として在園していた日に対して以下の料金が加算されます。

- ① 死去の日 1日 12,800円  
(保険給付の場合 1割負担額は1,280円、2割負担額は2,560円、3割負担額は3,840円)
- ② 死去の前日・前々日 1日 6,800円  
(保険給付の場合 1割負担額は680円、2割負担額は1,360円、3割負担額は2,040円)
- ③ 4日～30日前 1日 1,440円  
(保険給付の場合、1割負担額は144円、2割負担額は288円、3割負担額は342円)
- ④ 31日～45日前 1日 720円  
(保険給付の場合、1割負担額は72円、2割負担額は144円、3割負担額は216円)

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ご利用者が、2日を超える入院又は外泊をされた場合にお支払いただく1日あたりの料金は、下記のとおりです。ただし、1ヶ月に6日分を限度とします。

1. サービス利用料金		2,460円
2. サービス利用に係る自己負担金	1割負担	246円
	2割負担	492円
	3割負担	738円
3. 居室に係る自己負担金		855円
4. 自己負担額 合計(2+3)	1割負担	1,101円
	2割負担	1,347円
	3割負担	1,593円

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。ただし負担限度額は、認定証を提示された月から適用します。

#### 当施設の1日あたりの居住費と食費の負担限度額

対象者	区分	居住費		食費	
		光熱水費	室料		
生活保護受給者					
世帯全員が市町村民税非課税の方	老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	0円	0円	300円
	※年金収入等が80万円以下の方	利用者負担第2段階	370円	0円	390円
	※年金収入等が80万円超～120万円以下の方	利用者負担第3段階①	370円	0円	650円
	※年金収入等が120万円超の方	利用者負担第3段階②	370円	0円	1,360円
上記以外の方		利用者負担第4段階	385円	470円	1,600円

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含む)＋その他の合計所得金額

※第1段階～第3段階に該当する方については、居室385円(多床室)、食事1,445円を上限とし、差額については利用者負担が負担します。

※入所者が世帯非課税であっても①配偶者が課税されている場合②単身で500万円～650万円、夫婦で1,500万円～1,650万円の預貯金を保有している場合には補給給付の対象外となります。